一、積立金は当用組合員一人当毎月金五銭積立ること、
二、積立金の管理方法及支出方法に関する規定は別に規約を制定し
処理すること

理由（提案者の一部）

……組合から代表として出ても選挙費用を全持から引出せば組合の利益を犠牲にしても資本家の利益を擁護せざるを得ない。そして組合から支持された候補者の選挙費用は組合が負担することが当然である。かくして吾等の代表は全くから無産階級の為に行はれる様になれば。全権に縁のない組合からでも又はどの無産階級でも立候補者となり又は無産階級の者が立候補さずに議会に一人も出来ることの議員でなければ特権階級の議会に入れず、全権確立の現行制度を改正し最大多数国民の福利増進を眼目とする政事機能を法律を協賛する事は出来ない……

△購買組合に関する件（野田支部提出）

決議主文

一、大会の決議を全国農民組合に提議し、各組合に購買組合を組織し、全国農民購買組合聯合会をつくり統制する。

理由

一、組合運動の経済行動の一助として、
二、消費者としての自覚を促進するため
三、全国農民の消費組合の統制（既存の組合及新設の組合の）を図るため。

△無産団体の全国総聯合会に関する件（野田支部提出）

決議主文

一、決議文を作り全国同盟を経て中央委員会へ提示すること。